

日本原価計算研究学会会則

(名称)

第 1 条 本学会は、日本原価計算研究学会（The Japan Cost Accounting Association）と称する。

(目的)

第 2 条 本学会は、原価計算の理論および実践の研究を促進し、原価計算の進歩と発展に貢献するとともに、会員相互の交流をはかることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 毎年 1 回の大会、および毎年 2 回以上の研究部会における会員の研究発表ならびに討議
2. 学会誌の発行
 - 二 前号の事業を行うため学会誌編集委員会をおく。
3. 学会活動の広報および情報共有と会員相互の交流
 - 二 前号の事業を行うためホームページ管理委員会をおく。
4. 原価計算・管理会計に関する研究業績の表彰
5. その他、本会の目的を達成するため適当と認められる事業

(会員)

第 4 条 本学会は、原価計算の研究ならびに実務に携わる者をもって構成する。

2. 本学会は、第 2 条の目的に賛同する法人および団体を、別に定める基準に従って選考のうえ、賛助会員とすることができる。
3. 本学会に名誉会員をおくことができる。名誉会員の推薦は常任理事会の構成員が常任理事会にたいして行い、その審議を経て、理事会がこれを決定し、総会に報告する。なお、名誉会員は役員・学会賞審査委員等の選挙に関して被選挙権はもたない。

(会員の倫理)

第 4 条の 2 会員は、社会的倫理規範を遵守し、別に定める倫理綱領にしたがって学会活動を行わなければならない。

(入会)

第 5 条 本学会に入会を希望する者は、会員 2 名の推薦を得て、所定の手続きに従って理事会に申し込まなければならない。

2. 理事会は、別に定める基準に従って入会の申し込みを審議し、これを承認するものとする。

(会費)

第 6 条 会員は、毎年 5 月末までに当該年度の会費を納入しなければならない。

2. 会費の金額は、会員総会の承認を経て決定するものとする。
3. 名誉会員は、会費を免除される。

(退会)

第 7 条 退会を希望する会員は、書面をもって毎年 3 月末日までに理事会に申し出るものとする。

2. 理事会は、会員が長期にわたり会費を滞納した場合などには、別に定める基準に従って会員を退会させることができる。

(懲戒)

第 8 条 会員が不正行為その他本学会の体面を汚す行為をしたときは、理事会で審議し、そこでの決議により当該会員を懲戒することができる。

(役員)

第 9 条 本学会に次の役員をおく。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 常任理事 11 名以内（前会長を含む）
4. 理事 33 名以内（前会長・副会長・常任理事を含む）
5. 幹事 10 名以内
6. 監事 2 名

(役員任期)

第 10 条 役員任期は 3 年とする。

2. 会長は連続して 2 期就任することはできない。
3. 会長は任期終了後引続いて自動的に理事・常任理事に 1 期就任する。
4. 副会長、常任理事、幹事および監事は連続して 3 期就任することはできない。

(会長)

第 11 条 会長は会員中より互選する。

2. 会長は、本学会を代表し会務を総理する。
3. 会長は、常任理事会および理事会を招集し、その議長となる。
4. 会長の選挙方法は、別に定める役員選挙内規による。

(理事)

第 12 条 理事は、会員中より互選する。

2. 理事は、理事会を構成する。
3. 理事の選挙方法は別に定める役員選挙内規による。

(副会長)

第 13 条 副会長は、会長が理事会にはかり理事中より選任する。

2. 副会長は、必要ある場合、会長を代理する。
3. 副会長は、常任理事会の構成員となり会長を補佐する。

(常任理事)

第 14 条 常任理事は、会長が理事会にはかり理事中より選任する。

2. 常任理事は、常任理事会を構成する。

(幹事)

第 15 条 幹事は、会員中より理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2. 幹事は、本学会の会務処理につき常任理事を補佐する。
3. 幹事は、常任理事および理事会に出席することができる。

(監事)

第 16 条 監事は、会員中より理事会が候補者を選び、会員総会の承認を経て決定する。

2. 監事は、本学会の会計を監査して、その意見を会員総会に報告しなければならない。
3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員欠員と補充)

第 17 条 役員に欠員が生じたときは、次の処置をとる。

1. 会長については、直ちに常任理事会において副会長のうち 1 名を残任期間中の会長に選任する。
2. 副会長については、次回の理事会にはかり補充する。
3. 常任理事については、次回の理事会にはかり補充する。
4. 理事については、任期中欠員のままとする。
5. 幹事については、次回の常任理事会にはかり補充する。
6. 監事については、会長が直ちに選任し、次回の総会で承認をえる。
7. 役員が任期中に交替したときは、前任者の残任期間をもって任期とし、この期間は 1 期と数えないものとする。

(役員改選)

第 18 条 役員任期満了による交替の時期は、第 3 条第 1 号に規定する大会終了のときとする。

(会議の種類)

第 19 条 会議は、会員総会、理事会および常任理事会とする。

(会員総会)

第 20 条 会員総会は、定時会員総会および臨時会員総会とする。

2. 定時会員総会は、毎年 1 回会長が招集する。その時期は、第 3 条第 1 号に規定する大会のときとする。
3. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき、または、会員総数の 3 分の 2 以上の要請があったとき、会長が招集する。
4. 会長は、会員総会の開催に先だち、その会場、時期、議案などを会員に通知する。
5. 会員総会の議長は、会員総会において、その都度これを選出する。
6. 会員総会の決議は、出席会員の過半数とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員総会の決議事項)

第 21 条 次の事項は、会員総会の議決を経なければならない。

1. 会則の変更
2. 会費の額
3. 年度事業計画および収支予算
4. 年度事業報告および収支決算
5. その他、理事会において必要と認められた事項

(理事会)

第 22 条 理事会は、会長および理事をもって構成し、本学会の運営につき審議する。

2. 理事会の議長は、会長とする。
3. 理事会は、会員総会において第 21 条第 3 号および第 4 号の承認を求めなければならない。
4. 理事会には、理事の代理人を出席させることはできない。

(理事会の決議事項)

第 23 条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

1. 規定の制定および改廃
2. 会員の入会、退会および除名
3. その他、本学会の運営上重要な事項
2. 理事会の議決は、出席者の過半数で行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会)

第 24 条 常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって構成する。

2. 常任理事会の議長は、会長とする。

3. 常任理事会には、常任理事の代理人を出席させることはできない。

(常任理事会の職務)

第 25 条 常任理事会は、会長を補佐して本学会の常務を処理する。

(学会誌編集委員会)

第 26 条 本学会は、第 3 条各号の事業に関する業務を行うために、会員の個人情報を取り扱う。

2. 個人情報の取扱いおよび管理については、別に個人情報取扱規程を定める。

(会計年度)

第 27 条 本学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(会則の変更)

第 28 条 本学会の会則の変更は、理事会または会員総会の 10 分の 1 以上の提案により会員総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成をえて行う。

(本学会の解散)

第 29 条 本学会の解散は、前条に準じて行う。

(附 則)

1. この会則は、昭和 50 年 12 月 15 日より実施する。

2. 会則改定 昭和 59 年 9 月 28 日

3. 会則改定 平成 3 年 5 月 19 日

4. 会則改定 平成 4 年 6 月 6 日

5. 会則改定 平成 6 年 9 月 19 日

6. 会則改定 平成 11 年 10 月 1 日

7. 会則改定 平成 13 年 9 月 7 日

8. 会則改定 平成 14 年 8 月 27 日

9. 会則改定 平成 17 年 10 月 1 日

10. 会則改定 平成 22 年 7 月 3 日

11. 会則改定 平成 26 年 9 月 20 日

12. 会則改訂 令和元年 9 月 3 日

13. 会則改正 令和 4 年 9 月 7 日

14. 会則改正 令和 5 年 9 月 6 日

15. 本学会の事務局は、特別の事情のない限り、株式会社国際ビジネス研究センター（新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F）内におく